諮問庁:内閣総理大臣

諮問日:令和2年12月22日(令和2年(行情)諮問第715号) 答申日:令和3年4月28日(令和3年度(行情)答申第31号)

事件名:特定期間に特定国会議員に関して調べた内容が分かる文書の不開示決

定(存否応答拒否)に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

2018年1月~9月,内閣情報調査室が、衆院議員の特定国会議員A,特定国会議員Bに関して調べた内容がわかる一切の文書(以下「本件対象文書」という。)につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年7月27日付け閣情第647 号により、内閣官房内閣情報官(以下「処分庁」という。)が行った不開 示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

- 2 審査請求の理由
- (1) 不開示となった行政文書 本件対象文書
- (2) 不開示理由
 - (1)の行政文書の不開示理由として,「対象文書の存否を明らかにした場合,内閣情報調査室の具体的な情報収集活動の実態が明らかになり,当室が行う将来の効果的な情報収集活動に重大な支障を及ぼすおそれがあり,ひいては我が国の安全が害されるおそれがある」とされている。
- (3) 本件処分の違法性
 - ア この解釈は誤りである。
 - イ 法8条

存否応答拒否は、法8条の規定に明記されているとおり、「当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」に限って適用される規定である。ここでは、存否応答拒否に関する規定がなければ、不開示事由該当性を理由に開示を拒否することになる情報が対象となっている。したがって、全部乃至一部不開示では対象情報の秘匿性が維持できな

い場合に限られる。

ウ 本件の場合

本件において開示を求めている、衆院議員の特定国会議員A、特定国会議員Bに関する調査内容は、添付した新聞記事にあるように、2018年1月~9月、内閣情報調査室が、特定国会議員A、特定国会議員Bに関して調べたことはすでに明らかになっているから、すでに本件文書は存否応答拒否の対象たり得ない。内閣情報調査室が特定国会議員A、特定国会議員B両氏について行った調査は、同人らが公の場で発言したもの、ならびに、オフレコで記者に話した内容であり、内閣情報調査室の情報収集活動に重大な支障を及ぼすおそれはなく、我が国の安全を害するおそれなど全くありえない。

しかも、内閣情報調査室は我が国政府の組織である。内閣総理大臣たる〇〇氏が、自民党総裁選に立候補するにあたってライバルになりうる特定国会議員A、特定国会議員B両氏に関して行う情報収集活動は、〇〇氏が自民党総裁選で有利にならんがためであることは明白であり、政府組織の活動とは到底言えないから、本件文書が開示されても、内閣情報調査室の正当な業務活動(情報集活動)に重大な支障を及ぼすおそれはなく、我が国の安全を害するおそれなどおよそあり得ない。

このような事情からして,存否応答拒否どころか一部不開示の理由 さえない。

(4) 結論

よって、本件処分は違法であり、処分を取り消され、さらに全面開示 されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に至る経緯について

令和2年6月23日付け(令和2年6月24日受付)で、審査請求人から、処分庁に対し、本件対象文書の行政文書開示請求が行われた。

これを受け、処分庁は、原処分をもって不開示決定処分を行ったところ、令和2年9月23日付け(令和2年9月24日受付)で、審査請求人から、不開示決定の取消しを求める審査請求が提起されたものである。

2 本件対象文書及び不開示部分について

本件対象文書は、特定の期間における内閣情報調査室が衆院議員の特定 国会議員A、特定国会議員Bに関して調べた内容が分かるものであるが、 本件対象文書の存否を明らかにした場合、内閣情報調査室の具体的な情報 収集活動の実態が明らかになり、当室が行う将来の効果的な情報収集活動 に重大な支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるお それがある。 したがって、本件対象文書の存否を答えること自体が、法5条3号及び6号の不開示情報を開示することとなるため、処分庁は、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないこととしたところである。

3 審査請求人の主張及び原処分の妥当性について

審査請求人は、特定新聞(特定年月日朝刊)に基づき、2018年1月から9月までの間に内閣情報調査室が特定国会議員A及び特定国会議員Bに関して調べたことは既に明らかになっているため、本件対象文書は存否応答拒否の対象となり得ない旨主張している。また、内閣情報調査室が特定国会議員A、特定国会議員B両氏について行った調査は、公の場での発言内容やオフレコで記者に話した内容であるため、内閣情報調査室の情報集活動に重大な支障を及ぼすおそれはなく、我が国の安全を害するおそれなど全くあり得ない旨主張している。加えて、政府の組織である内閣情報調査室が、内閣総理大臣(○○氏)が自民党総裁選に立候補するにあたってライバルになり得る特定国会議員A、特定国会議員B両氏に関して行う情報収集活動は、○○氏を同総裁選で有利にするためのものであることは明白であり、政府組織の活動とは言い難く、本件文書が開示されたとしても、内閣情報調査室の正当な業務活動に重大な支障を及ぼすおそれはなく、我が国の安全を害するおそれなどあり得ない旨主張している。

しかしながら、内閣情報調査室においては、内閣官房組織令(昭和32年7月31日政令第219号)4条に基づき内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務を行っているところ、本件対象文書については、その存否は明らかにされておらず、また、2で述べたとおり、その存否自体を明らかにすることによって、当室の情報収集活動の実態すなわち、個別事項に対する情報関心及び情報収集活動の有無、情報収集活動の具体的な方法・手段等が明らかになり、将来の効果的な情報収集活動に重大な支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号及び6号の不開示情報を開示することなるものと判断しており、処分庁の判断は妥当であることから、審査請求人の主張は当たらない。

4 結語

以上のとおり、本件審査請求について、審査請求人の主張は当たらず、 処分庁における原処分は妥当であることから、原処分は維持されるべきで ある。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年12月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 令和3年3月22日 審議

④ 同年4月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件対象文書は、「2018年1月~9月、内閣情報調査室が、衆院議員の特定国会議員A、特定国会議員Bに関して調べた内容がわかる一切の文書」である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで法5条3号及び6号の不開示情報を開示することになるとして、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

- 2 存否応答拒否の妥当性について
- (1)原処分において、本件対象文書を存否応答拒否により不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。
 - ア 内閣官房内閣情報調査室(以下「調査室」という。)は、内閣官房 組織令4条の規定に基づき、内閣の重要政策に関する情報の収集及び 分析その他の調査に関する事務等を行っており、同室において、国内 外の諸情勢に関する情報の収集・集約、分析及び評価等を行っている ことは公表しているが、情報収集活動に係る具体的な方法及び手段等 は公表していない。
 - イ 審査請求人は、本件対象文書について、新聞記事に基づき2018 年1月から9月までの間に、調査室が特定国会議員A及び特定国会議 員Bに関して調べたことは、既に明らかになっているなどと主張する が、処分庁においては本件対象文書の存否も含め公表した事実はない。
 - ウ 調査室が行う、ある個別の事項に係る情報の収集・調査の事実又は それが推察できる事実の有無については、これを明らかにした場合、 当該個別の事項について情報の収集・調査を行っている、又は行って いないという事実が明らかになる。これにより、調査室の関心事項や どの項目に各種のリソースを投入しているかが明らかとなり、調査室 が行っている情報の収集・集約・分析の業務実態やその能力が推察され、調査室が行う情報の収集・調査の対象とする相手方から対抗措置 が講じられるおそれや、調査室の業務につき、妨害措置が講じられる など、調査室が行う業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれが あり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがある。

また、本件対象文書について、この種の文書を対象に、網羅的な情報公開請求がなされた場合、それら一つ一つの存否を明らかにすることで、ある個別の事項については一定量の情報を収集・調査しているが、別の個別の事項については収集・調査していないといった

事実が明らかになり、調査室の関心事項や具体的活動、情報の収集・調査能力等が推察されるおそれがある。

上記のことを踏まえて、本件対象文書の存否を答えること自体が、 法 5 条 3 号及び 6 号の不開示情報を開示することとなるため、法 8 条の規定に基づき、その存否を明らかにしないこととした。

(2) 当審査会において、内閣官房組織令を確認したところ、調査室が、内閣の重要政策に関する情報の収集・分析等を行っていることが認められ、仮に、本件対象文書の存否が明らかとなれば、ある個別の事項が調査室の情報の収集・調査の対象とされているか否かという調査室の関心事項や、どの項目に各種のリソースを投入しているかが明らかとなり、結果として、調査室が行っている情報の収集・集約・分析の業務実態やその能力が推察され、調査室が行う業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあるとする上記(1)の諮問庁の説明は否定し難く、本件対象文書の存否に関する情報は法5条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

審査請求人は、衆院議員の特定国会議員A、特定国会議員Bに関する調査内容について、「添付した新聞記事にあるように、2018年1月~9月、内閣情報調査室が、特定国会議員A、特定国会議員Bに関して調べたことはすでに明らかになっているから、すでに本件文書は存否応答拒否の対象たり得ない。」旨主張することから、本件諮問書に添付された当該新聞記事の写しを確認したところ、調査室に係る記述が記載されてはいるが、当該新聞記事は飽くまで報道機関がその取材に基づき独自に報道したものであるから、それをもって本件対象文書につき、調査室が行った情報の収集・調査の事実が明らかにされているとはいえない。

したがって、本件対象文書については、その存否を答えるだけで法5条6号柱書きの不開示情報を開示することとなるため、同条3号について判断するまでもなく、法8条の規定により開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条3号及び6号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号柱書きに該当すると認められるので、同条3号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子,委員 佐藤郁美,委員 中川丈久